

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

目次  
◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第七十八号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表中

予 防 課	病 院 管 理 課	衛 生 課
係・公害係	衛生統計係・衛生施設係・保健係・母子衛生係・結核予防係・防疫係	管理係・医事係・薬事係・食品衛生係・環境衛生係・温泉係

を

環 境 保 全 課	予 防 課	医 務 課	衛 生 課
係・環境整備係	防疫係	指導係・医事係	管理係・薬事係・食品衛生係・環境衛生係・温泉係

に改める。

第十条衛生課の項第三号を削り、同項第四号中「医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者」を「薬剤師」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十一号中「調理師等食品

関係者」を「ふぐ調理師、ふぐ処理師及び「葉衛生師」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、第十七号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 水道に関する事。

第十條衛生課の項第十九号中「及び歯科衛生士学院」を削る。

第十條病院管理課の項を次のように改める。

医 務 課

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の施行に関する事。

二 医師、歯科医師等医療関係者（薬剤師を除く。）の身分及び業務に関する事。

三 病院、看護婦養成所及び歯科衛生士学院に関する事。

第十條予防課の項中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 調理師（ふぐ調理師を除く。）の身分及び業務に関する事。

第十條予防課の項中第七号から第十六号までを三号ずつ繰り上げ、第十七号を削る。

第十條予防課の項の次に環境保全課の項として次のように加える。

環境保全課

一 大気の汚染の防止に関する事。

二 騒音の規制に関する事。

三 工場排水等の規制その他の公共用水域の水質の保全に関する事。

四 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の施行に関する事。

五 下水道の終末処理場の維持管理に関する事。

六 その他公害の防止及び生活環境の保全に関する事。

第十八條の表中

<p>鳥取県医療機 関整備審議会</p>	<p>医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十二條第二項の規定による医療機関の整備に関する重要事項の調査審議に関する事務</p>
<p>鳥取県公的医 療機関運営審 議会</p>	<p>医療法第三十六條第一項の規定による公的医療機関の運営に関する重要事項の調査審議に関する事務</p>
<p>鳥取県あん摩 マッサージ指 圧師、はり師、 きゆう師、柔道 整復等地方審 議会</p>	<p>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第十三條第三項の規定によるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験、施術者に対する指示、施術所の使用制限、禁止、修繕又は改造命令及び業務の停止又は禁止に関する重要事項の調査審議に関する事務</p>
<p>鳥取県あん摩 マッサージ指 圧師、はり師、 きゆう師及び 柔道整復師試 験委員</p>	<p>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律第二條第一項の規定によるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験に関する事務</p>

を削り、

<p>鳥取県准看護婦試験委員</p> <p>保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十五条第一項の規定による准看護婦試験の実施に関する事務</p>	<p>鳥取県歯科技工士試験審議会</p> <p>歯科技工法（昭和三十年法律第六十八号）第十二条第二項の規定による歯科技工士試験の実施に関する事務</p>	<p>鳥取県立病院運営審議会</p> <p>鳥取県立病院運営審議会条例（昭四十四年十月鳥取県条例第三十号）第一条の規定による県立病院事業の健全な運営に関する調査審議に関する事務</p>	<p>鳥取県立病院運営審議会</p> <p>鳥取県立病院運営審議会条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十号）第一条の規定による県立病院事業の健全な運営に関する調査審議に関する事務</p>	<p>鳥取県公的医療機関運営審議会</p> <p>医療法第三十六条第一項の規定による公的医療機関の運営に関する重要事項の調査審議に関する重要事項の調査審議に関する事務</p>
		<p>病院管理課</p>		

を

<p>議 会</p>	<p>鳥取県あん摩マツサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復等地方審議会</p>	<p>鳥取県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員</p>	<p>鳥取県准看護婦試験委員</p> <p>鳥取県歯科技工士試験審議会</p>
<p>査審議に関する事務</p>	<p>あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第十三条第三項の規定によるあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験、施術者に対する指示、施術所の使用制限、禁止、修繕又は改造命令及び業務の停止又は禁止に関する重要事項の調査審議に関する事務</p>	<p>あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律第二条第一項の規定によるあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験に関する事務</p>	<p>保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十五条第一項の規定による准看護婦試験の実施に関する事務</p> <p>歯科技工法（昭和三十年法律第六十八号）第十二条第二項の規定による歯科技工士試験の実施に関する事務</p>
		<p>医務課</p>	

に、

鳥取県公害対策審議会	鳥取県公害対策審議会設置条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第四号)第一条の規定による公害対策に関する基本的事項の調査審議等に関する事務
------------	--

鳥取県公害対策審議会	鳥取県公害対策審議会設置条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第四号)第一条の規定による公害対策に関する基本的事項の調査審議等に関する事務
------------	--

める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県文書管理規則の一部改正)

2 鳥取県文書管理規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一衛生課の項を次のように改める。

衛生課	一 理容師の免許又は再免許理容師	一〇	三	七保健所
	二 理容師養成施設の構造設備の変更の承認	三〇	三〇	三〇広報文書課
	三 理容師免許証の書換又は	一〇	三	七保健所

を

に改

再交付	四 外来モデルの使用又は施設外の実習の承認	理容師法施行細則	五	五広報文書課
	五 美容師の免許又は再免許	美容師法	一〇	七保健所
	六 美容師養成施設の構造設備の変更の承認	美容師法施行令	三〇	三〇広報文書課
	七 美容師の免許証の書換又は再交付	"	一〇	七保健所
	八 外来モデルの使用又は施設外の実習の承認	美容師法施行細則	五	五広報文書課
	九 クリーニング師の免許	クリーニング業法	一〇	七保健所
	十 クリーニング師免許証の訂正又は再交付	クリーニング業法施行規則	"	"
	十一 薬局の開設の許可	薬事法	一〇	鳥取県薬事審議会に諮問する
	十二 配置販売従事者の身分証明書書の交付	"	五	七日に諮問する
	十三 医薬品製造業の許可又は製造品目の変更等の許可	薬事法施行令	一〇	七保健所
	十四 日本薬局方外医薬品の製造の承認又はその製造の	"	三	"

鳥取県薬事審議会に諮問する



三十二	環境衛生同業組合の定款変更の認可又は決議による解散の認可	"	"	"	"	"	"	"	"
三十三	組合協約の認可又は変更の認可	"	"	"	"	"	"	"	"
三十四	特殊契約の認可又は変更の認可	"	"	"	"	"	"	"	"
三十五	組合員による総会の招集認可	"	"	"	"	"	"	"	"
三十六	温泉掘さくの許可	温泉法	一六日	に審議	に問答申	を要す	を加え	た日数	"
三十七	温泉ゆう出路の増掘又は温泉ゆう出量を増加させるための動力装置をすることの許可	"	"	三	に問答申	を要す	を加え	た日数	"
三十八	ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許	ふぐの取扱等に関する条例	一〇	に審議	に問答申	を要す	を加え	た日数	"
三十九	業としてふぐ取扱い又はふぐ調理を行なうことの認証書の交付	"	"	"	"	"	"	"	"
四十	ふぐ処理師又はふぐ調理師の取扱等	ふぐの取扱等	七	保健所	鳥取県	温泉審議会の答申を要する	"	"	"

四十一	製菓衛生師の免許	製菓衛生師法	"	施行規	則	に關する	に關する	に關する	に關する
四十二	製菓衛生師の免許の書換又は再交付	製菓衛生師法	"	施行令	令	に關する	に關する	に關する	に關する
四十三	水道事業経営の認可又はその変更の認可	水道法	一三	に審議	に問答申	を要す	を加え	た日数	"
四十四	水道事業の休止又は廢止の許可	"	一二	に審議	に問答申	を要す	を加え	た日数	"
四十五	供給条件の変更の認可	"	"	に審議	に問答申	を要す	を加え	た日数	"
四十六	水道用水供給事業の経営の認可又はその変更の認可	"	一三	に審議	に問答申	を要す	を加え	た日数	"
四十七	公共団体による買収の認可	"	一二	に審議	に問答申	を要す	を加え	た日数	"
四十八	専用水道布設工事の確認	"	"	に審議	に問答申	を要す	を加え	た日数	"
四十九	公共団体による買収の認可	"	四	に審議	に問答申	を要す	を加え	た日数	"
五十	水道事業の認可	"	"	に審議	に問答申	を要す	を加え	た日数	"

別表第一衛生課の項の次に医務課の項として次のように加える。

医務課	一 病院の施設の使用許可	医療法	一〇	に審議	に問答申	を要す	を加え	た日数	"
	二 病院の開設の許可	"	三	に審議	に問答申	を要す	を加え	た日数	"
		七 保健所		に審議	に問答申	を要す	を加え	た日数	"



二七 准看護婦養成所の指定	二六 准看護婦の免許証の書換又は再交付	二五 准看護婦の免許又は再免許	二四 経過措置による保健婦看護婦の免許	二三 歯科技工士の免許証の書換又は再交付	二二 歯科技工士の業又は歯科技工所についての法定外広告の許可	二一 歯科技工士の免許	二〇 衛生検査技師免許証の書換又は再交付	一九 衛生検査技師の免許又は再免許	一八 診療エックス線技師の免許又は再免許並びに免許証の書換又は再交付	免許証の書換又は再交付
保健婦助産婦	保健婦助産婦令施行	保健婦助産婦令施行	保健婦助産婦令施行	歯科技工令施行	歯科技工令施行	歯科技工令施行	衛生検査技師令施行	衛生検査技師令施行	診療エックス線技師令施行	衛生士施行令
八	"	"	"	一〇	二五	"	"	"	"	"
	"	"	"	三	五	"	"	"	"	"
八 広報 文 書課	"	"	"	七	二〇	"	"	"	"	"

別表第一予防課の項を次のように改める。

予防課	一 受胎調節実地指導員の指定	二 受胎調節実地指導員の標識及びその交付又は再交付	三 精神障害者に係る次に掲げる診察保護の決定	四 調理師（ふぐ調理師を除く。以下同じ。）の免許又は再交付	五 調理師の免許証の書換又は再交付	六 一般患者医療費公費負担の承認
衛生保健法	衛生保健法	衛生保健法	精神衛生法	調理師法	調理師法	結核予防法
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
五	五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五	五
関係の保	関係の保	関係の保	関係の保	関係の保	関係の保	関係の保

看護婦	保健婦助産婦	看護婦	看護婦	看護婦	看護婦	看護婦
七	七	七	七	七	七	七
七	七	七	七	七	七	七
七	七	七	七	七	七	七
七	七	七	七	七	七	七

